

青森市事務分掌条例（平成十七年青森市条例第二十五号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>（部の設置）</p> <p>第二条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 企画部 税務部 市民部 環境部 福祉部 <u>こども未来部</u> 保健部 経済部 農林水産部 都市整備部 浪岡振興部</p>	<p>（部の設置）</p> <p>第二条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 企画部 税務部 市民部 環境部 福祉部 （新設） 保健部 経済部 農林水産部 都市整備部 浪岡振興部</p>
<p>（分掌事務）</p> <p>第三条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 議会に関する事項 二 市の境域に関する事項 三 災害救助及び防災に関する事項 四 文書及び法規に関する事項 五 秘書に関する事項 六 人事に関する事項 七 財産に関する事項 八 契約に関する事項 九 建設工事の検査に関する事項 十 _____電子計算組織に関する事項</p> <p>企画部</p> <p>一 総合的施策の企画及び調整に関する事</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第三条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 議会に関する事項 二 市の境域に関する事項 三 災害救助及び防災に関する事項 四 文書及び法規に関する事項 五 秘書に関する事項 六 人事に関する事項 七 財産に関する事項 八 契約に関する事項 九 建設工事の検査に関する事項 十 <u>地域情報化及び</u>電子計算組織に関する事項</p> <p>企画部</p> <p>一 総合的施策の企画及び調整に関する事</p>

改正後	改正前
<p>項</p> <p>二 統計に関する事項</p> <p>三 地域情報化に関する事項</p> <p>四 行財政改革の総括及び実施に関する事項</p> <p>五 予算及び財政に関する事項</p> <p>六 広報及び広聴に関する事項</p> <p>七 競輪事業に関する事項</p> <p>税務部～環境部 (略)</p> <p>福祉部</p> <p>一 福祉事務所に関する事項</p> <p>二 社会福祉に関する事項</p> <p>三 介護保険に関する事項</p> <p>こども未来部</p> <p>一 子育て支援に関する事項</p> <p>二 児童福祉に関する事項</p> <p>保健部～浪岡振興部 (略)</p>	<p>項</p> <p>二 統計に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>三 行財政改革の総括及び実施に関する事項</p> <p>四 予算及び財政に関する事項</p> <p>五 広報及び広聴に関する事項</p> <p>六 競輪事業に関する事項</p> <p>税務部～環境部 (略)</p> <p>福祉部</p> <p>一 福祉事務所に関する事項</p> <p>二 社会福祉に関する事項</p> <p>三 介護保険に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>保健部～浪岡振興部 (略)</p>